

公職選挙立候補者の考える街宣車放送の効用について

On the Efficacy of the Election Campaign Sound Trucks for Candidates

有永 由子 永幡 幸司 鹿俣 美穂
Yuko ARINAGA Koji NAGAHATA Miho KANOMATA
福島大学
Fukushima University

内容梗概：公職選挙立候補者の考える街宣車放送の効用について、福島市を活動拠点とする立候補者にアンケートを行った。その結果として、立候補者は目的をもって街宣車放送を行っているが、効果を感じている者と、そうでない者がいることが分かった。また、感じられた効果と目的とは必ずしも一致するものではなく、立候補者が街宣車運動に期待している効果が実際に得られているかどうかは不明である。立候補者は、街宣車放送の必要性を感じながらもその効果に疑問を抱き、他の有効な手段があれば街宣車放送でなくても良いと考えている。そして、立候補者の多くは街宣車放送を行うことで騒音問題を引き起こすという意識を持つことが分かった。

1. はじめに

選挙における街宣車を使用しての放送（以下、街宣車放送）は、公職選挙法によって認められ、多くの選挙立候補者（以下、立候補者）によって行われている。しかし、街宣車放送に対する苦情が新聞に投書されるという事例¹⁾や、騒音公害防止の観点から立候補者同士が申し合わせをして街宣車放送を自粛するという事例²⁾もみられる。このように街宣車放送は、騒音と捉えられているにも関わらず、行われてきている。これには、どのような理由があるのだろうか。

本研究では、立候補者自身が街宣車放送に対してどのような意識を持っているのか、また立候補者は街宣車放送への有権者の反応をどのように感じているのかを調査し、立候補者の考える選挙運動における音を出すことの意義を検討する。

2. 公職選挙法で定められる選挙運動について

公職選挙法では、街宣車放送、選挙公報の発行・頒布、新聞広告、街頭演説、公共施設使用の個人演説会、

公共施設以外使用の個人演説会、政見放送、文章図画（パンフレット）の配布、文章図画（ポスター）の掲示、が認められている。

街宣車放送に対しては、運動期間を候補者の届出のあった日から選挙期前日までの朝8時から夜8時までと規定し、候補者一人につき街頭演説とは別に、定められた規格の自動車一台または船舶一隻と拡声機一そろいの使用を認めている。

3. アンケート調査の概要

3.1 調査対象について

福島市で街宣車放送を行ったと考えられる者として、福島県議会名簿記載の福島地区代表者、福島市議会名簿記載者、その他タウンページ記載の福島市を拠点に活動する政治家、合計48名を調査対象とした。

その内訳は、衆議院議員2名、参議院議員1名、県議会議員8名、市議会議員37名である。

3.2 アンケート調査の方法

アンケート調査の調査項目を表-1に示す。

配布・回収は郵送により行った。質問票の発送は福島県知事選挙施行から10日後の平成18年11月22日に行った。回答の投函期限は平成18年12月8日とした。回収数と有効回答数は共に26票(54.2%)であった。その内訳は、衆議院議員2票、県議会議員4票、市議会議員20票である。

4. アンケート結果について

過去の選挙運動において街宣車放送を行ったことがあるかという質問に対して、回答者全員が「行ったことがある」と回答した。

以下に個々の設問に対する回答について示す。

4.1 街宣車放送を行う目的について

どのような目的で街宣車放送を行ったか、という質問に対して複数回答で表-2のような結果が得られた。

最も多かった回答は「氏名の周知・伝達(12名)」, 二番目に多かった回答は「政策の周知・伝達(9名)」, 三番目に多かった回答は「支持訴え(5名)」である。

最も多い「氏名の周知・伝達」という回答をした者のなかで、この回答だけを記述したのは4名と少なかった。この4名以外の8名中、7名は「政策の周知・伝達」を、1名は「信条の周知・伝達」を同時に記述していた。

このように街宣車放送によって、氏名や政策などを直接的に訴えることを目的とする回答が多いなか、「市民の要望・関心をつかむ」、「後援者の街角集会の場」という回答が少数あった。これらは放送をすることで、自分がその場にいるという事をアピールし、有権者等を集めることにより、街宣車放送を情報収集やコミュニケーションのきっかけの一つとするものである。

4.2 街宣車放送の効果について

街宣車放送を行って、どのような効果があったかという質問に対して表-3のような結果が得られた。

何かしらの効果があるとする記述をした者は、26名中21名、効果がないと記述をした者が2名、分からないと記述した者が2名、1名は無記入であった。なお、効果があったと回答した者が、何をもって効果を確認したのかは不明である。

表-1 質問事項

立候補者について	
性別	択一
年齢	択一
最近出馬した選挙	択一
街宣車放送について	
過去の選挙運動における街宣車放送の経験の有無	択一 + 自由記述
街宣車放送を行う目的	自由記述
街宣車放送を行っての効果	自由記述
街宣車放送を行うことによる問題の有無	択一 + 自由記述
街宣車放送を行うにあたっての工夫の有無	択一 + 自由記述
街宣車放送最中の印象的な出来事についての有無	択一 + 自由記述
公職選挙法に定められる選挙運動の効果について	5段階評価
公職選挙法において街宣車放送が認められる理由について	自由記述
街宣車放送が禁止された場合の有権者への影響	自由記述
今後、街宣車放送を行うか	択一 + 自由記述

表-2 街宣車放送を行う目的について

回答内容	回答数
氏名の周知・伝達	12
政策の周知・伝達	9
支持訴え	5
当選すること	3
信条の周知・伝達	3
直接、政策を訴える、市民の要望・関心をつかむ	1
各町内、後援者の街道集会の場	1

「効果なし」や「分からない」に分類した記述は「特に影響はない」、「効果確認できず、当選で目的達成」、「地元有権者の確認、地元以外では周知の効果有。公約と政策の周知については効果なし。」という回答であった。

4.2.1 「目的について」と「効果について」との関係

目的についての記述と効果についての記述とを比較した際に、完全に一致している者は5名、複数記述したうちの一部が一致している者は4名、全く異なっている者は17名であった。

目的と効果で全く異なった回答をした者のうち12名が、効果について住民とのコミュニケーションや選挙の盛り上がりを挙げている。

また、目的において「氏名の周知・伝達」と回答した12名中、効果においても「氏名の周知・伝達」と回答した者は4名のみであり、残りの8名は目的の「氏名の周知・伝達」とは異なった効果を感じている。この8名中4名は、目的において「氏名の周知・伝達」だけを回答した者であったが、4名全員が効果において異なった回答をしている。そして、効果について「効果なし」、「分からない」と回答した者は、目的については「氏名の周知・伝達」、「信条の周知・伝達」と回答している。

これらより、立候補者自身の目的と効果が必ずしも一致しているわけではないことが分かり、目的をもって街宣車放送を行っているものの、効果を必ずしも感じているわけではないことも分かる。

また、目的と効果が違うことについて、立候補者の記述が無いことも特徴的である。

4.3 街宣車放送を行って生じた問題について

街宣車放送を行うことで何か問題が生じたか、という問いに対して表-4のような結果が得られた。

何かしらの問題が生じたと回答をした者が10名、生じないと回答をした者が15名、分からないと回答した者が1名であった。

問題が生じたという回答の中で「うるさがられた」に分類した記述は、「不幸のあった家などで音量の配慮ができなかった」、「興味の無い人に迷惑」、「耳の良い小学生などは耳をふさぐようにするので迷惑をかけていると感じます」、「住宅密集地で騒音として迷惑

表-3 街宣車放送の効果について

効果の有無	回答内容	回答数
効果あり	氏名の周知・伝達	7
	政策の周知・伝達	4
	支援者の確認	4
	コミュニケーション	4
	人柄を知ってもらった	2
	当選した	2
	信条の周知・伝達	1
	後援者の盛り上がり	1
	選挙施行の認知	1
なし 効果	特に影響なし	1
	公約と政策の周知については効果なし	1
ない 分からない	分からない	1
	効果確認できず、当選で目的達成	1
無記入		1

表-4 街宣車放送を行って生じた問題について

問題の有無	問題の内容	回答数
生じた	うるさがられた	6
	運動上の問題	4
生じない		15
分からない		1

がられた」、「住宅地で赤ちゃん、子供、年寄りが目を覚まし通知された」、「選挙法範囲内の朝8時でもうるさいと言われる」というものであり、街宣車放送が騒音として捉えられてしまう、というような問題があったというものである。また、「運動上の問題」に分類した記述は「朝が早いので難しい」という時間の問題や、「コースの予定外の変更」という道順の問題、「音量が一定にならなかった」という機械の問題であり、運動を行うにあたって何らかの問題があったというものである。

そして、運動上の問題では「無駄なエネルギー使っているようだ」という記述もあった。この記述をした回答者は、効果について「知人に立候補していること

は知ってもらえた」と記述している。つまり、この記述は街宣車放送自体の効果について疑問を持っている回答だと考えられる。

4.4 街宣車放送を行う上での工夫について

有効な街宣車放送にするために何か工夫をしていることがあるか、という問いに対して、複数回答で表-5のような結果が得られた。

工夫をしていると回答をした者が22名(84.6%)であった。これに対し工夫をしていないという回答をした者は3名と少なく、1名が無記入であった。

工夫をしていると回答した者の具体的な工夫内容を見ると、11名が「特定施設(学校などの教育施設や病院、葬儀会場)周辺で自粛」など街宣車放送が騒音とならないように配慮するという記述であった。

「地域にあわせた運動」という回答をした6名の記述は、「団地は、土日、ショッピングセンターは夕方」、「支持団体・スーパー・駅前でアピール」、「農村、都市、団地等での内容の変化」、「地域によって放送内容の変更、時間帯によって活動域の変更」等であった。これらは地域の特徴にあわせて放送内容や運動時間を変えることで、運動の効率を良くしようとするものである。

「内容を工夫」という回答をした5名のうち、4名が「名前の連呼をさける」、「分かりやすく」という、工夫内容に対してのみを記述している。これらの者の、工夫の動機は騒音に対する配慮とは言えない。残り1名は「学校・病院・葬儀会場・交差点では、音を止めるか下げる。政策を重点的に、問いかける」という騒音に対する工夫も同時に記述していた。この者は、騒音に対する配慮から工夫していると考えられる。これら5名は、街宣車放送を行って問題は生じなかったと回答している。

「話し方を変える」と回答した3名の記述は「通学、通勤時と昼間とでスピードや内容を変える、住宅地と農村部とで音量、方向を変える」、「火の見やぐらのあるところでは車を停めて演説、角を曲がる前にワンフレーズの終了、団地は夜ゆっくり」、「高台、集合住宅で行うことによって街宣の回数を減らすことができる」というもので、効率良く、効果的な街宣車放送をするための工夫だと言えよう。このうち「高台、集

表-5 街宣車放送を行う上での工夫の有無

工夫の有無	回答内容	回答数	
有	騒音への配慮	特定施設周辺で自粛	4
		特定施設周辺で下げる	3
		特定施設周辺で止める	2
		住宅街で下げる	2
	運動の効率	地域にあわせた運動	6
		内容を工夫	5
話し方を変える		3	
無		3	
無記入		1	

注) 表中特定施設とは学校等教育施設、病院、葬儀会場を示す。

合住宅で行うことによって街宣の回数を減らすことができる」と記述した回答者は「生じた問題」について、「不幸の有った家などに対して音量の配慮ができなかった」と記述している。これは効率を求めることで、騒音問題を引き起こす可能性があることを示唆している。

そして、騒音への配慮と運動の効率の両方を記述した者が2名いた。この2名は「学校、病院の側は放送しない。小型車で裏路地まで流す」、「学校・病院・葬儀会場・交差点では、音を止めるか下げる。政策を重点的に、問いかける」と記述している。

4.4.1 「工夫の有無」と「生じた問題」との関係

工夫の有無について、工夫していないと回答した3名中、2名は問題についても「生じなかった」と回答しており、1名は生じた問題について「分からない」と回答している。

また生じた問題において「うるさがられた」という回答をした6名中5名は、工夫の有無において音量に対する工夫を記述しているが、1名は音量に対する工夫について記入していない。

このように立候補者は必ずしも生じた問題に対応させて工夫をしているわけではない。

4.5 印象的な出来事について

街宣車放送を行って、印象的な出来事があったか、という問いに対して表-6のような結果が得られた。

印象的な出来事があったと回答した者が 16 名 (61.5%)、印象的な出来事は無かったと回答した者が 10 名 (38.4%)、であった。

印象的な出来事があったと回答した者 16 名中の 12 名が激励をうけたと記述している。残りの 4 名のうち 1 名は「うるさいと苦情をうけた」と記述している。これは街宣車放送について実際に住民から嫌悪感を示されているものである。また逆に「後援者にもっとやれと後日電話で言われた」という記述もみられる。これは、後援者から街宣車放送を行うことを求められているものであり、対照的な回答である。これらは、住民側から立候補者に向けられた反応を印象的に感じての記述である。

これに対し、「関心のある政策には大きく反応」や「地域の広さ実感、他候補者と出会わない」という立候補者から感じ取った住民側の反応を印象的に感じての記述もみられた。

4.6 公職選挙法で認められている選挙運動の効果について

公職選挙法で認められている、街宣車放送、選挙公報の発行・頒布、新聞広告、街頭演説、公共施設以外使用の個人演説会、公共施設使用の個人演説会、政見放送、文書図画(パンフレット)の配布、文書図画(ポスター)の掲示、の 9 つの選挙運動について、それぞれの程度効果があると考えるかについて、5段階(効果がある、やや効果がある、どちらともいえない、あまり効果がない、効果がない)で評価を求めた。また、回答者が評価できないものについては「分からない」を選択してもらっている。図-1は5段階で評価された回答のみをグラフ化したものである。

まず、街宣車放送を見てみると「効果がある」と回答した者が 14 名、「やや効果がある」と回答した者が 10 名、「どちらともいえない」と回答した者が 1 名であった。また「あまり効果がない」、「効果がない」と回答した者はいなかった。このように効果の度合いに差はあるが、概ね効果があるという回答であった。

他に「効果がある」という回答が多い運動は、「公共施設以外使用の個人演説会」、「公共施設使用の個人演説会」であった。どちらの個人演説会も有権者が自ら立候補者の演説を聞きに行くといった形の運動で

表-6 街宣車放送を行っての印象的な出来事

出来事の 有無	回答内容	回答数
有	激励	12
	うるさがられた	1
	「もっとやれ」といわれた	1
	地域の広さ実感、 他候補者と出会わない	1
	関心のある政策には大きく 反応	1
無		10

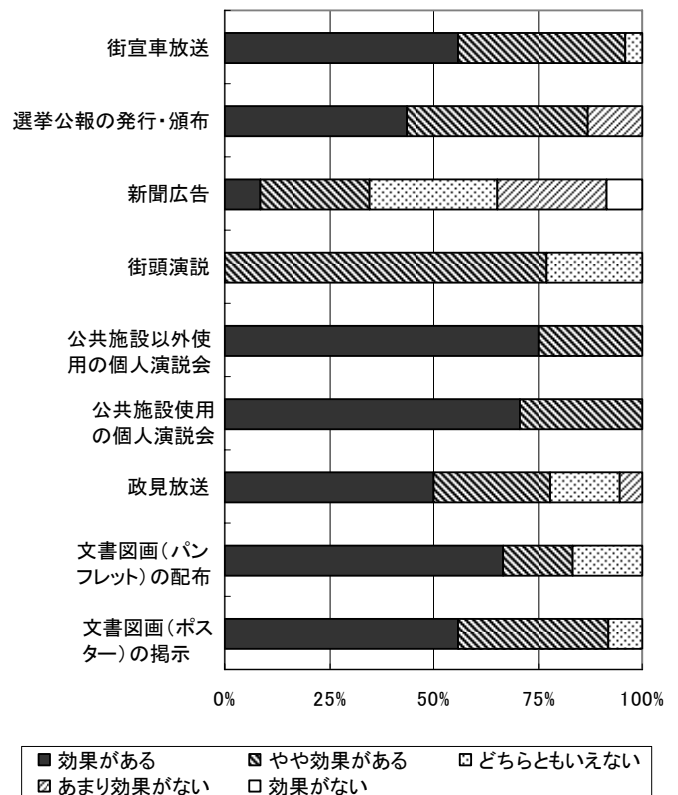


図-1 各選挙運動の効果について

ある。これらの運動に対して効果があるという回答が多い要因には、立候補者から効果の確認がしやすく、後援者の票獲得を確実なものにする、という運動の性質が考えられる。

また、街頭演説をみると「効果がある」と回答した者はいなかったが、「やや効果がある」と回答した者

は10名で「どちらともいえない」と回答した者が3名であった。このことは、街頭演説には大きな効果を期待できないが、効果が無いわけではない、と考えられていることを意味する。

街頭演説と街宣車放送とでは、講演会のように対象を限定せず、不特定多数の人々に音を出して呼びかけるという意味では似通ったものであるが、街宣車放送は街頭演説より大きな効果のあるものだと考えられている。

4.7 公職選挙法において街宣車放送が認められる理由について

公職選挙法で選挙運動における指定時間内の街宣車放送を認めている理由をどのように考えるか、という問いに対しては26名中23名から回答が得られた。

これらについてK J法に準ずる方法で分類を行った。結果を図-2に示す。

得られた回答は大きく分けて「周知の必要性」、「騒音公害の防止」、「ルール規範としての必要性」、「投票の促進」、「不平等排除」、という5つの大きな回答群に分けられる。

「周知の必要性」は、有権者に対して立候補者から何らかの周知をすることの必要性についての記述が分類される。これらはさらに「知る権利」、「言論の自由」、「直接的な立候補者の周知」の三つの性質に分類できる。「直接的な立候補者の周知」は「直接立候補者を知ってもらう」、「政策をじかに知ってもらう」等で、立候補者から有権者への直接的な訴えのために街宣車放送が公職選挙法で認められている、とする記述である。

「騒音公害の防止」は「付近の迷惑を考えての事だと思う。」、「騒音と静の観点から必要」という「騒音公害」の防止を目的とする記述が分類される。これは、規制内容に対する意見ではなく、騒音公害を防止するということを記述したものである。

このように、二つの「周知の必要性」と「騒音公害の防止」は、街宣車放送を行う上でのルールを決めるための観点である。そしてこれらは、「音を出す」必要性和「音を出さない」必要性という観点から対極にある。音による権利侵害つまり「騒音公害」と、音を出すことの意義つまり「周知の必要性」とを両立する

ためにルールが必要であるとする考えから、「ルール規範としての必要性」が導かれる。

「ルール規範としての必要性」には、規制内容に対しての意見を記述したものが分類される。「公職選挙法で定めた規則にしたがってまいります。」、「決めたルールで行うこと。」という直接的にルールに関する意見の記述と、個別の規制内容に対する意見の記述が見られる。個別の規制内容は「時間の制限のため」、「選挙運動に平等を期すため」というルールの目的の性質ごとに分類される。

この回答群における「時間制限のため」に分類された記述は、選挙運動の時間に対してのルールを必要とした意見の記述である。「夜間早朝は迷惑になるので社会通念上避けるべき」との記述をみるに、これはルールの必要性に対する記述であると同時に、騒音防止の観点から記述されたとも考えられる。このことから「時間制限のため」と「騒音公害の防止」とは深く関係し、つながるものである。

また、「ルール規範としての必要性」における「選挙運動に平等を期すため」に分類された記述は、選挙運動の公平性、平等性を期すためのルールを必要とする意見である。

そして、「不平等排除」という回答群では「金権選挙を排除する意味合いがある」という記述がなされた。これは、街宣車放送は選挙資金が少額で済むので資金の額による選挙運動の不平等を是正する、というものである。つまり、選挙運動における不平等是正のために、周知の機会が公平に与えられるべきであり、そのためにルールが必要である、とする記述である。

同様に、「周知の必要性」においては、「知る権利」や「言論の自由」を確保するために、ルールが必要であり「文書等は制限がある」という記述がされたと考えられる。このような形で、「不平等排除」、「周知の必要性」と「ルール規範としての必要性」とは関係している。

「投票の促進」は、「投票の重要性を訴える」「権利を行使するという行為を起こさせる力になるのでは」という、投票率の向上や棄権防止のために街宣車放送が認められているとする回答群である。なお、この回答群は他の回答群と強い関係性を持つものではない。

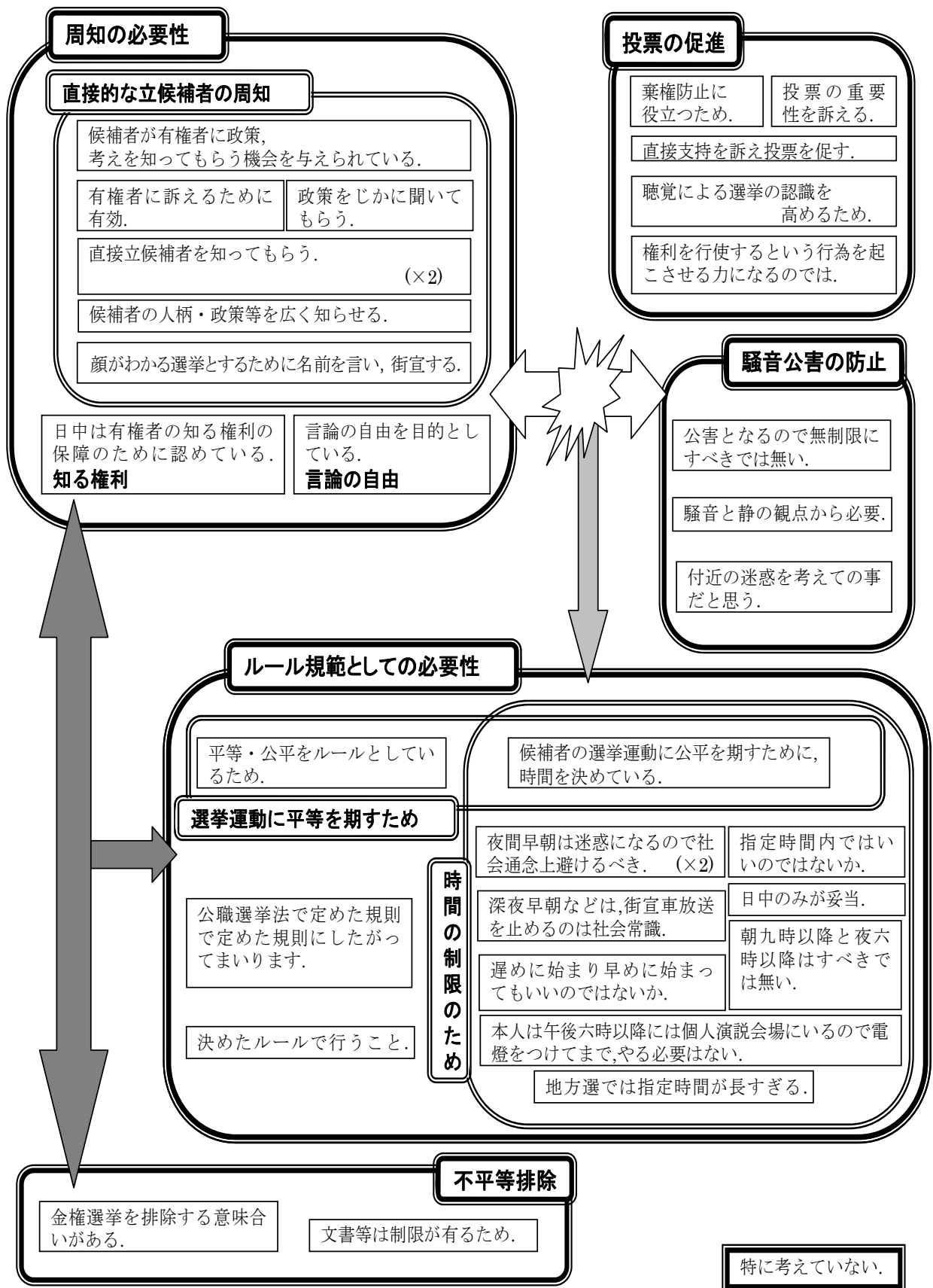


図-2 公職選挙法で街宣車放送が認められる理由について

4.8 街宣車放送が禁止された場合の影響について

街宣車放送による選挙運動が禁止された場合、有権者にどのような影響があるか、という問いに対して表-7の結果が得られた。

「何らかの影響がある」と答えた者が17名、特に影響なし」と答えた者が6名、「分からない」と答えた者が2名、無記入が1名であった。

「何らかの影響がある」と答えた17名のうち、「選挙ムードの衰退」、「投票率の低下」といった記述をした7名全員が、目的について「氏名の周知・伝達」、「政策の周知・伝達」と回答している。

これは街宣車放送が禁止されたとしても、立候補者は自分の目的には直接の影響が無いと考えている、とも受け取ることができるだろう。

4.9 街宣車放送を今後行うか

選挙運動における街宣車放送を今後行うか、という問いに対して、回答者全員が行うと答えた。このうち19名が理由を記述した。結果を表-8に示す。

街宣車放送自体の効果を期待して今後行うという回答をした者は13名で「選挙活動において有効」、「公約や政策の宣伝のため」、「地域の実情を把握するため」、「待っている後援者のため」と記述した。その中で「選挙活動において有効」に分類した回答は、「候補者名を知ってもらうため多少効果有」、「公職選挙法で認められている中で有効」、「効果的に政策を訴えるため」等の記述である。また、ここでの「待っている後援者のため」との回答は、後援者からの確実な票獲得という効果を期待していると考えられる。

他に有効な手段がないので今後行う、という回答をした者は6名で「自分だけやらないと不利」、「他に有効な手段が無いから」、「公職選挙法で認められるから」等の記述をしている。その中で「他の有効な宣伝手段が無いから」に分類した回答は、「戸別訪問、インターネットでの選挙活動を認めるべき」、「公職選挙法改正する他候補者としては仕方が無い。」という記述であった。「自分だけやらないと不利」に分類した回答は「自分だけ行わないのでは支持してもらえないのでは」、「手段の効果の有無に関わらず、誰かがやれば全員がやる。やらなければ落選候補。」という記述であった。このように、他に有効な手段がないので

表-7 街宣車放送が禁止された場合の影響について

影響の有無	回答類	回答数
何らかの影響がある	有権者に開かれた選挙で無くなる	5
	選挙ムードの衰退	4
	活動できなくなる	3
	投票率の低下	3
	多様性の損失	1
	他の活動が多くなり有権者にとって迷惑	1
特に影響がない		6
分からない		2
無記入		1

表-8 街宣車放送を今後行う理由

今後行う理由	回答内容	回答数
待って 体の 効果を 期 望 する	選挙活動において有効	6
	公約や政策の宣伝のため	4
	地域の実情を把握するため	2
	待っている後援者のため	1
ないので	他の有効な宣伝手段が無いから	3
	自分だけやらないと不利	2
	公職選挙法で認められるから	1
無記入		7

行う、と回答をした者は街宣車放送である必然性、すなわち音を出すことによる効果を感じてはいない。

4.9.1 「街宣車放送を今後行うか」と「禁止された場合の影響」との関係

有権者にとって街宣車放送が禁止された場合の影響を「特になし」と回答した者6名の全員が、「今後も街宣車放送を行う」としている。この6名のうち2名は「自分の政策を聞いてもらうため」、「各地区の後援者が待っている」という街宣車放送自体の効果を期待した記述をしている。残り4名は「認められてい

るから」、「選挙区内をみてまわるのも悪くない」、「できる運動が限られている」、「効果の有無に関わらず、誰かがやれば全員やる、やらなければ落選候補」という記述をしている。

これらのことから、街宣車放送が禁止された場合に影響は少ない、と回答した者の多くは、街宣車放送自体の効果を受けているわけではないと考えられる。

また、禁止された場合の影響を「選挙ムードの衰退」と答えた者4名のうち、1名のみが今後行う理由を「選挙活動において有効」と記述し、他の回答者は「自分だけやらないと不利」、「他の有効な宣伝手段が無いから」、「無記入」など、街宣車放送自体に有効性を感じているわけではないと回答を示した。

このように、有権者にとっての有効性や、立候補者自身にとっての有効性を感じているわけではないにも関わらず、街宣車放送を今後も行い続けるとしている者が存在することがわかる。

4.9.2 「街宣車放送を今後行うか」と「効果について」との関係

街宣車放送の効果について、「ない」あるいは「分からない」と答えているにも関わらず、今後行うとしている者が4名いる。これらは、効果に関わらず、街宣車放送を行う必要があると考えているものである。特に1名は「今後行うか」の回答で、今後行うと答え「効果の有無に関わらず、誰かがやれば全員やる、やらなければ落選候補」と回答している。

このように、ここでも4.9.1と同様、街宣車放送の有効性に関わらず、放送を続けていくという者がみられる。

つまり、街宣車放送を行う理由は、それを行って得られる効果を期待して行うというのではなく、それを行うこと自体であると考えられる。

5. まとめ

以上より、公職選挙立候補者は目的をもって街宣車放送を行っていることが分かった。しかし、この目的と立候補者が感じる効果は必ずしも一致するものではない。街宣車放送を有効な選挙運動の1つとしての必要性を感じているが、他の有効な手段があれば、街宣車放送でなくても良いという事も分かった。これには公職選挙法で認められている選挙運動の中で、街宣車放送のように、不特定多数の有権者への呼びかけをすることができる手段がないという事情がある。

また、街宣車放送自体の効果が無効であるとは考えていない回答者も存在した。

街宣車放送を行う上で、多くの立候補者が、騒音問題を引き起こすという意識を持っていることも分かった。

また、街宣車放送自体の意義や効果について、疑問があったとしても、立候補者全員が街宣車放送を今後行うとしている。これは、街宣車放送と同じ効果が期待される選挙運動が無いためである。立候補者が街宣車運動に期待している効果が、実際に得られているかどうかには大きな疑問が残る。

謝辞

調査にご協力いただいた回答者の皆様に深く謝意を表す。

参考文献

- 1) 例えば、『朝日新聞』（朝刊）2005年7月6日、12面
- 2) 例えば、『朝日新聞』（香川版朝刊）2005年3月11日、28面